

港区奨学資金に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、大学等（大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する大学等をいう。以下同じ。）に在学する学生等（同条第二項に規定する学生等をいう。以下同じ。）のうち、経済的理由により修学が困難な者に対して、奨学資金（以下「奨学金」という。）を貸し付け、又は給付し、もつて将来社会のために有為な人材を育成することを目的とする。</p> <p>(奨学生の資格)</p> <p>第二条 奨学金の貸付け又は給付を受ける者（以下「奨学生」という。）は、次の要件を備えなければならない。</p> <p>一 奨学生の生計を維持する者が、貸付け又は給付の日の六月前から引き続き区内に住所を有していること。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校（同条に規定する中等教育学校の後期課程及び同条</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第一条に規定する高等学校（同条に規定する中等教育学校の後期課程及び同条に規定する特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）、大学若しくは高等専門学校、法第二百二十四条に規定する専修学校の高等課程若しくは専門課程又は法第三百三十四条第一項に規定する各種学校の高等課程（専修学校の高等課程に準ずる課程をいう。以下同じ。）への修学が、経済的理由により困難な者に対して、奨学資金（以下「奨学金」という。）を貸し付け、もつて将来社会のために有為な人材を育成することを目的とする。</p> <p>(奨学生の資格)</p> <p>第二条 奨学金の貸付けを受ける者（以下「奨学生」という。）は、次の要件を備えなければならない。</p> <p>一 貸付けの日の六月前から引き続き区内に住所を有する者の保護を受けていること。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 都内又はその隣接県内にある高等学校、高等専門学校、専修学校の高等課程又は各種学校の高等課程（以下「高等学校等」</p>

に規定する特別支援学校の高等部を含む。)若しくは高等専門学校(第三学年に限る。)、同法第二百二十四条に規定する専修学校(以下このイにおいて同じ。)(の高等課程又は同法第一百三十四条第一項に規定する各種学校の高等課程(専修学校の高等課程に準ずる課程をいう。))を卒業する見込み若しくは修了する見込み又は卒業後若しくは修了後二年以内(これらに準ずる場合を含む。))で、初めて大学等(奨学金の給付を受ける者(以下「給付奨学生」という。))にあつては確認大学等(法第二条第三項に規定する確認大学等をいう。以下同じ。))に入学することを含む。)

ロ 大学等(給付奨学生にあつては確認大学等)に在学している学生等であること。

四 同種の奨学金を他から借り受けていないこと(奨学金の貸付けを受ける者(以下「貸付奨学生」という。))に限る。)

五 学業成績が特に優れていること(給付奨学生に限る。)

(奨学金の貸付額及び貸付期間)

第三条 奨学金の貸付額は、月額で定めるものとし、次の各号に掲げる大学等の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において、奨学金の給付額、奨学金の貸付けを受けようとする者の希望

という。))に進学し、又は在学すること。

ロ 高等学校等を卒業見込み又は卒業後二年以内(これに準ずる場合を含む。))で、初めて大学又は専修学校の専門課程(大学の専攻科、別科及び大学院その他区長の定めるものを除く。以下「大学等」という。))に進学すること。

四 同種の奨学金を他から借り受けていないこと。

(奨学金の貸付額及び貸付期間)

第三条 奨学金の貸付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める範囲内の額で、本人の希望及び家庭の事情等を考慮して、区長が定めるものとする。

及び家庭の事情等を考慮して、区長が定めるものとする。

- 一 国立及び公立の大学等（自宅通学の場合） 四万五千元
- 二 国立及び公立の大学等（自宅通学以外の場合） 五万千元
- 三 私立の大学等（自宅通学の場合） 五万四千元
- 四 私立の大学等（自宅通学以外の場合） 六万四千元

2 前項の自宅通学とは、貸付奨学生がその生計を維持する者と同居し、又はこれに準ずると認められる場合であつて、大学等に通学することをいう。

3 区長は、第一項に定めるもののほか、入学に際して必要とする資金を、三十万円を超えない範囲内において、貸し付けることができる。

4 奨学金の貸付期間は、貸付奨学生がその在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間とする。ただし、区長は、貸付奨学生が正規の修業年限を超えて修学することについて、傷病その他やむを得ない理由があると認める場合は、貸付期間を延長することができる。

一 国立及び公立の高等学校等 月額 一万八千元

二 私立の高等学校等 月額 三万五千元

三 国立及び公立の大学等（自宅通学の場合） 月額 四万五千元

四 国立及び公立の大学等（自宅通学以外の場合） 月額 五万

千円

五 私立の大学等（自宅通学の場合） 月額 五万四千元

六 私立の大学等（自宅通学以外の場合） 月額 六万四千元

2 前項の自宅通学とは、奨学生がその生計を主として維持する者と同居し、又はこれに準ずると認められる場合であつて、大学等に通学することをいう。

3 奨学金の貸付期間は、第一項各号に掲げる学校の修業年限に達するまでの期間中とする。ただし、区長は、奨学生が修業年限を超えて修学することについて、傷病その他やむを得ない理由があると認める場合は、貸付期間を延長することができる。

4 第一項に定めるもののほか入学に際して必要とする資金を、同項第一号に該当する者にあつては八万円以内の範囲で、同項第二号に該当する者にあつては二十五万円以内の範囲で、同項第三号から第

(奨学金の給付額及び給付期間)

第三条の二 奨学金の給付額は、別表第一のとおりとする。

2| 区長は、前項に定めるもののほか、入学に際して必要とする資金を、別表第二のとおり給付することができる。

3| 奨学金の給付期間は、給付奨学生がその在学する確認大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間とする。

(奨学金の申請)

第四条 奨学金の貸付け又は給付を受けようとする者は、区規則で定めるところにより区長に申請しなければならない。

(奨学生の決定)

第五条 区長は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、予算の範囲内において、奨学生を決定する。

(保証人)

第六条 (略)

(奨学生の決定の取消し)

第六条の二 区長は、奨学生が第二条各号(第二号及び第五号を除く。)の要件を欠くに至つた場合又は次の各号のいずれかに該当する場合

六号までに該当する者にあつては三十万円以内の範囲で貸し付けることができる。

(入学祝金)

第三条の二 奨学生が高等学校等に入学したときは、入学祝金として二万円を支給する。

(申請)

第四条 奨学金の貸付け又は入学祝金を受けようとする者は、別に定めるところにより貸付申請書又は入学祝金支給申請書を区長に提出しなければならない。

(奨学生の決定)

第五条 前条の申請書の提出があつた場合は、区長は毎年度予算の範囲内において奨学生を決定する。

(保証人)

第六条 (略)

は、第五条の規定による奨学生の決定（以下「決定」という。）を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により決定を受けたと認められるとき。

二 奨学金を、貸付け又は給付の目的以外の目的に使用したと認められるとき。

三 学生等としてふさわしくない行為があつたと認められるとき。

四 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき（給付奨学生に限る。）。

（奨学金の停止）

第七条 区長は、奨学生が第二条第二号の要件を欠くに至つた場合は、奨学金の貸付け又は給付を停止することができる。

（奨学金の返還）

第八条 貸付けを受けた奨学金は、貸付期間終了の日の属する月の翌月から起算して一年を経過した後十二年以内において、年賦、半年賦又は月賦で区規則で定めるところにより返還しなければならない。

2 第六条の二の規定により決定が取り消された場合における貸付けを受けた奨学金の返還についてもまた前項の例による。ただし、貸付奨学生であつた者が同条第一号から第三号までのいずれかに該当して決定を取り消されたとき又は奨学金の返還を怠つたときは、区長は、奨学金の全部又は一部について繰上返還を命ずることができる。

（奨学金の停止）

第七条 区長は、奨学生が第二条の資格要件を欠くに至つた場合は、奨学金の貸付けを停止することができる。

（奨学金の返還）

第八条 奨学金は、貸付期間終了の日の属する月の翌月から起算して一年を経過した後、高等学校等に係る奨学金にあつては十五年以内、大学等に係る奨学金にあつては十二年以内において、年賦、半年賦又は月賦で区長の定めるところに従い返還しなければならない。

2 前条の規定による貸付けの停止をした場合の奨学金の返還についてもまた前項の例による。ただし、奨学金の貸付けを受けた者が奨学金を目的以外に使用したとき、偽りの申請、その他不正の手続きによつて貸付けを受けたとき又は返還金の支払を怠つたときは、区長において貸し付けた奨学金の全部又は一部について繰上げ返還を命ずることができる。

3 貸付奨学生であつた者が、進学、傷病その他正当な理由のために貸付けを受けた奨学金の返還が困難な場合は、区長は、申請により相当の期間、その返還を猶予する。

4 給付奨学生が第六条の二の規定により決定を取り消された場合は、区長は、期限を定めて、給付した奨学金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(奨学金の返還免除)

第九条 貸付奨学生又は貸付奨学生であつた者が、貸付けを受けた奨学金の返還完了前に死亡、傷病その他やむを得ない理由のため奨学金の返還が特に困難な場合は、区長は、申請により、奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。

2 前項に定める場合のほか、貸付奨学生であつた者（大学等を卒業し、又は修了した者に限る。）が次に掲げる要件を全て満たす場合は、区長は、申請により、貸し付けた奨学金（返還期限が到来していないものに限る。）の全部の返還を免除することができる。

一 区規則で定める国家資格を取得し、区内の事務所若しくは事業所で当該国家資格を要する業務に従事した期間が通算して五年以上であること又は区内に主たる事務所若しくは事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。）の区内の事務所若しくは事業所で勤務した期間が通算して五年以上であること。

二 奨学金の返還を怠つたことがないこと。

3 奨学生であつた者が更に上級学校に進学したとき又は傷病その他正当な理由のために奨学金の返還が困難な者には申請により相当の期間、その返還を猶予する。

(返還免除)

第九条 奨学生又は奨学生であつた者が、奨学金の返還完了前に死亡、傷病その他特別の理由のため奨学金の返還が特に困難な場合は、申請により奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(奨学金の利息等)

第十条 奨学金の利息は無利子とする。ただし、返還期日までに奨学金の返還をしなかつた場合において、正当な理由がないと認められるときは、奨学金に対する返還期日の翌日から返還の日までの返還期日の翌日における法定利率による違約金を徴収する。

(中略)

別表第一 (別紙のとおり)

別表第二 (別紙のとおり)

付則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第十条ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の港区奨学資金に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に貸し付ける奨学資金(以下「奨学金」という。)(又は給付する奨学金について適用し、同日前に貸し付けた奨

(奨学金の利息等)

第十条 奨学金の利息は無利子とする。ただし、期限までに奨学金の返還をしなかつた場合において、正当の理由がないと認められるときは、返還すべき金額につき年七・三パーセントの割合で返還期限の翌日から奨学金の返還の日までの日数によつて計算した違約金を徴収する。

(後略)

学金については、なお従前の例による。

3| この条例の施行の日前に、この条例による改正前の港区奨学資金に関する条例第二条第三号イに該当して同条例第五条の規定による奨学生の決定を受けた者の同条例第二条第三号イに規定する高等学校等の修業年限に達するまでの期間に係る奨学金の貸付けについては、改正後の条例第二条、第三条及び第六条の二から第九条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

4| 改正後の条例第四条の規定による申請及び改正後の条例第五条の規定による奨学生の決定は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

5| 改正後の条例第十条ただし書の規定は、令和二年四月一日以後の期間に係る違約金の計算について適用し、同日前の期間に係る違約金の計算については、なお従前の例による。

別表第1 奨学金の給付額（第3条の2関係）

区 分		給付額（月額）			
		当年度分の区市町 村民税のうち所得 割課税額が100円 以上25,600円未満 の世帯	当年度分の区市町 村民税のうち所得 割課税額が25,600 円以上68,400円未 満の世帯	当年度分の区市町 村民税のうち所得 割課税額が68,400 円以上87,800円未 満の世帯	
大 学	学部 (夜間学 部を除く。)	国立及び公立（自宅通学）	24,600円	49,200円	24,600円
		国立及び公立（自宅通学以外）	37,100円	74,200円	37,100円
		私立（自宅通学）	32,200円	64,400円	32,200円
		私立（自宅通学以外）	44,700円	89,400円	44,700円
	夜間学部	国立及び公立（自宅通学）	17,200円	34,300円	17,200円
		国立及び公立（自宅通学以外）	29,700円	59,300円	29,700円
		私立（自宅通学）	22,700円	45,500円	22,700円
		私立（自宅通学以外）	35,200円	70,500円	35,200円
短 期 大 学	学科 (夜間学 科を除く。)	国立及び公立（自宅通学）	20,600円	41,100円	20,600円
		国立及び公立（自宅通学以外）	33,100円	66,100円	33,100円
		私立（自宅通学）	30,000円	60,000円	30,000円
		私立（自宅通学以外）	42,500円	85,000円	42,500円
	夜間学科	国立及び公立（自宅通学）	15,200円	30,300円	15,200円
		国立及び公立（自宅通学以外）	27,700円	55,300円	27,700円
		私立（自宅通学）	22,700円	45,500円	22,700円
		私立（自宅通学以外）	35,200円	70,500円	35,200円
高 等 専 門 学 校	国立及び公立（自宅通学）	12,400円	24,700円	12,400円	
	国立及び公立（自宅通学以外）	18,000円	35,900円	18,000円	
	私立（自宅通学）	28,400円	56,700円	28,400円	
	私立（自宅通学以外）	33,900円	67,700円	33,900円	
専 修 学 校	学科 (夜間学 科を除く。)	国立及び公立（自宅通学）	14,400円	28,700円	14,400円
		国立及び公立（自宅通学以外）	26,900円	53,700円	26,900円
		私立（自宅通学）	29,100円	58,300円	29,100円
		私立（自宅通学以外）	41,600円	83,300円	41,600円
	夜間学科	国立及び公立（自宅通学）	12,100円	24,100円	12,100円
		国立及び公立（自宅通学以外）	24,600円	49,100円	24,600円
		私立（自宅通学）	23,600円	47,200円	23,600円
		私立（自宅通学以外）	36,100円	72,200円	36,100円
通信による教育を行う大学、短期大学及び専修学校		1,500円	2,900円	1,500円	

備考

- この表において「所得割課税額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4月分から9月分までの給付額におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。
- この表において「自宅通学」とは、給付奨学生がその生計を維持する者と同居し、又はこれに準ずると認められる場合であつて、確認大学等に通学することをいう。

別表第2 入学に際して必要とする資金の給付額（第3条の2関係）

区 分		給付額			
		当年度分の区市町 村民税のうち所得 割課税額が 100 円 以上 25,600 円未満 の世帯	当年度分の区市町 村民税のうち所得 割課税額が 25,600 円以上 68,400 円未 満の世帯	当年度分の区市町 村民税のうち所得 割課税額が 68,400 円以上 87,800 円未 満の世帯	
大 学	学部（夜間学 部を除く。）	国立及び公立	94,000 円	188,000 円	94,000 円
		私立	86,600 円	173,300 円	86,600 円
	夜間学部	国立及び公立	47,000 円	94,000 円	47,000 円
		私立	46,600 円	93,300 円	46,600 円
短 期 大 学	学科（夜間学 科を除く。）	国立及び公立	56,400 円	112,800 円	56,400 円
		私立	83,300 円	166,600 円	83,300 円
	夜間学科	国立及び公立	28,200 円	56,400 円	28,200 円
		私立	56,600 円	113,300 円	56,600 円
高 等 専 門 学 校	国立及び公立	28,200 円	56,400 円	28,200 円	
	私立	43,300 円	86,600 円	43,300 円	
専 修 学 校	学科（夜間学 科を除く。）	国立及び公立	23,300 円	46,600 円	23,300 円
		私立	53,300 円	106,600 円	53,300 円
	夜間学科	国立及び公立	11,600 円	23,300 円	11,600 円
		私立	46,600 円	93,300 円	46,600 円
通信による教育を行う大学、短期大学及び専 修学校		0 円	0 円	0 円	

備考

- この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4月分から9月分までの給付額におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。